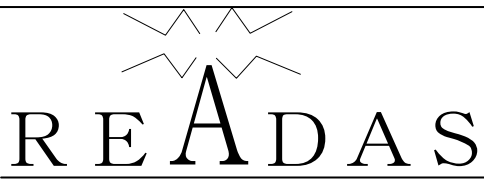


第 4407 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 1月24日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 寄附金の取扱いの改正

**Q**：寄附金の損金算入限度額が改正されたようですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

昨年暮れに改正があり、寄附金の損金算入限度額が次のように改正されました。

#### ①一般寄附金の取扱い

税務上、寄附金は、一般寄附金と特定公益増進法人に対する寄附金、国等に対する寄附金、国外関連者に対する寄附金に区分され、一般寄附金と特定公益増進法人については、損金算入限度額が設けられています（国外関連者に対する寄附金は、全額損金不算入です）。一般寄附金の損金算入限度額は、資本金等の額の0.25%相当額と所得金額の2.5%相当額との合計額の4分の1（改正前は2分の1）となり、資本を有しない法人等については、所得金額の1.25%相当額（改正前は2.5%相当額）となりました。

#### ②特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額は、資本金等の額の0.375%相当額（改正前は0.25%相当額）と所得金額の6.25%相当額（改正前は5%相当額）との合計額の2分の1に、資本を有しない法人等については、所得金額の6.25%相当額（改正前は5%相当額）となりました。

